

令和2年5月20日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.7 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

この度、「雇用調整助成金」の算定方法及び、支給申請手続きが大幅に簡略化されました。

5月19日発表の支給申請マニュアルと、手書き用申請書類をご送付いたしますので、ご利用下さい。パソコン入力用の書式も掲載されておりますので、本会HPよりご確認下さい。

◆参考：厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_for_ms.html

(支給対象となる事業主について)

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)。
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。